

# JUNPO

The News

Vol.80  
2026 WINTER「新年号」

旬報法律事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-8  
松井ビル6F(受付7F)  
TEL.03-3580-5311 FAX.03-3592-1207  
<https://junpo.org/>



春うららかな三浦半島にて／Photo by T.Moriya

## 眞の意味での一步前進を——並木 陽介

昨年10月に高市早苗氏が初の女性首相に就任しました。1885年に伊藤博文が初代内閣総理大臣に就任してから140年、第104代目首相とのことで、長い時間がかかりましたがようやく日本もジェンダー平等に向けて一步歴史が進んだようにも思えます。

他方で、高市首相は、国民の多くが賛成する選択的夫婦別姓や同性婚、女性天皇には否定的です。

また、高市首相は、防衛費をGDP比2%（約11兆円）へ引き上げる目標を2年前倒して今年度中に実現すると表明しました。これが実現すれば、2025年の防衛費当初予算約8.7

兆円にさらに2兆円以上の上乗せとなります。

国民が物価高にあえぎ、また格差や貧困が拡大する中、早々に消費税減税は断念し、円安の元凶である金融緩和は継続、過労死増大につながる労働時間規制緩和を検討、企業団体献金禁止や裏金問題・旧統一教会問題の解明には後ろ向きであり、ふたを開けてみればこれまで長きに渡って日本を苦しめてきた古い自民党そのものです。

私たち一人ひとりが、誰でも平等に安心して平和に暮らすことのできる社会を求めて、眞の意味で一步踏み出すことの大しさが感じられます。

- 弁護士 清水 洋二
- 弁護士 野澤 裕昭
- 弁護士 雪竹 奈緒
- 弁護士 蟹江鬼太郎
- 弁護士 市橋 耕太
- 弁護士 沼田 英久

- 弁護士 徳住 堅治
- 弁護士 宮坂 浩
- 弁護士 佐々木 亮
- 弁護士 早田由布子
- 弁護士 伊藤 安奈
- 弁護士 金 東煥

- 弁護士 島田 修一
- 弁護士 山内 一浩
- 弁護士 梅田 和尊
- 弁護士 深井 刚志
- 弁護士 高橋 寛
- 弁護士 杉尾 綾

- 弁護士 大熊 政一
- 弁護士 棗 一郎
- 弁護士 新村 韶子
- 弁護士 小野山 静
- 弁護士 中西翔太郎
- 弁護士 守屋 智大

- 弁護士 鴨田 哲郎
- 弁護士 今村幸次郎
- 弁護士 並木 陽介
- 弁護士 大久保修一
- 弁護士 鈴木 創大
- 弁護士 松井 真理
- 事務局一同

国際会議報告 バルセロナ  
UIA(国際弁護士連盟)

## 運送業界における サステイナビリティ

中西 翔太郎

2025年9月19日・20日、Union Internationale des Avocats(UIA。国際弁護士連盟)の会議が、運送業界におけるサステイナビリティをテーマに、スペイン・バルセロナで開催されました。トラックドライバー過労死事件を担当したことをきっかけに、運輸業で過労死が最も頻発する原因を統計に基づき研究し、論文を発表してきた経験を活かして、会議全体に参加するとともに、労働問題のセッションでパネリストを務めました。日本人の参加者は私と妻を含め3名でした。

私の発表では、経済規制緩和後の運輸業界の過労死件数増加をデータに基づく説明が分かりやすかったとのコメントがあったほか、週55時間以上の労働が脳・心臓疾患のリスクが増加するとのILO・WHOの共同研究に参加した弁護士から驚きの声が上がりました。長時間労働と脳・心臓疾患との因果関係について、日本の弁護士の救済活動や知見は非常に参考になるようです。

まだまだ英語が下手だなあと思われましたが、めげずに「懲りずに?」日本の労働問題を海外に発信できるよう頑張っていきます。



バルセロナ弁護士会の紋章。バルセロナ市章と天秤(裁判の公正を象徴)からなり、品のある美しさが特長。

## 公益通報者保護法の改正

新村  
響子



企業について公益通報を行った労働者が、その報復として解雇、懲戒処分、降格、配転、減給などの不利益な取扱いを受ける例が後を絶ちません。

そこで、公益通報者の保護をより手厚いものにするため、2025年6月に公益通報者保護法が改正され、2026年に施行予定です。

改正法では、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処、公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置などが設けられました。具体的には、公益通報者の範囲に、フリーランスが追加されました。また、通報後1年内の解雇又は懲戒は、公益通報を理由としてされたものと推定することになりました。また、公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、罰則が設けられました。

労働者が受けた不利益取扱いが内部通報を理由とするものかどうかを証明することは難しいため、解雇と懲戒のみではありませんが民事訴訟上の立証責任が転換されたことには大きな意義があります。労働者が、萎縮せず公益通報できるようになってほしいと思います。

## 大国による「法の支配」の危機

宮坂  
浩

多くの人命が奪われた二度の世界大戦を経て成立した国連憲章は、武力行使を原則禁止し、国際法による平和実現をうたっています。そして、ジェノサイドなど重大な戦争犯罪等を処罰し抑止する常設の国際刑事裁判所(ICC)が2002年に設立され、国際社会の法の支配を実行する枠組みが作られました。

ところが、こうした国際社会の法の支配とそれを支えるICCの司法の独立が、力の支配によって、危機に晒されています。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の中で発生した戦争犯罪に対して、ICCはロシアのプーチン大統領や側近に対して逮捕状を出しましたが、ロシアは、ICCの所長らを指名手配し、報復措置に出ました。

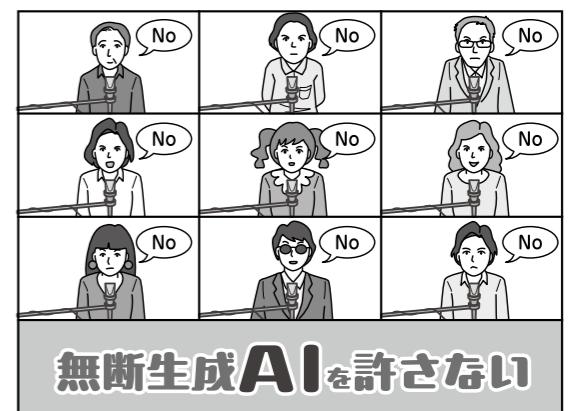
また、パレスチナ自治区ガザでの戦闘において戦争犯罪や人道に対する罪が行われたとして、ICCはイスラエルのネタニヤフ首相らに対して逮捕状を出しましたが、米国のトランプ政権は、ICCの裁判官の資産を凍結する等の経済制裁を科しました。

こうした大国による法の支配を破壊する横暴を許さず、戦争犯罪によって理不尽に奪われてきた人々の尊厳を回復させるために、憲法9条を有し、ICCに資金面でも人材面でも貢献し、国際社会での法の支配を強調する日本こそ、ICCの独立とその判断の尊重を国際社会に訴える必要があります。



## 生成AIと 「声の権利」

大久保 修一



2024年新年号で、2023年にハリウッドの脚本家組合や俳優組合が生成AIの規制を求めて、ストライキを実施したことを紹介しました。

国内でも、声優等の実演家や著作権者の許諾なく、生成AIを使って無断で生成された音声や映像が流通している状況に警鐘を鳴らすべく、2024年10月以降、日本の俳優や声優が集まる協同組合である日本俳優連合(日俳連)等によって、「NOMORE無断生成AI」という運動が展開されています。直近の2025年11月には、実演家の「声の権利」を守るための音声登録をするデータベース事業の立ち上げ(日俳連が運営主体)が発表されています。

「声」についても、顧客吸引力を排他的に利用する権利であるパブリシティ権に基づく保護の対象になると考えられていますが、生成AIの発展と普及の急激なスピードに立法が追い付いておらず、現場の取組みに依存している状況です。

実演家の権利はもちろん、彼らの魂が込められた素晴らしい作品がこれからも生み出される未来を守るために、生成AIの便利さにばかり漫然と目を向けていてはいけません。生成AIとどう向き合うかを真剣に考えていかなければならないフェーズに来ています。

## 高市政権に期待できるか

清水 洋二

昨年10月に発足した高市内閣への国民の支持率が高いやうである。しかし、就任後における高市首相の政治姿勢には疑問符が付く点が多い。一例をあげれば、違憲の疑いが濃厚な安保法制における「存立危機事態」の認定を中止紛糾のケースに安易に拡大して日中間の外交問

題を生じさせたり、日本を含む地球温暖化・暑熱化の進行を否定したり核実験の再開を指示したりしているトランプ大統領の理不尽な行動に対してまったく批判しないで黙認しているなどの対応である。2026年の政界は、自民・維新の連立政権が極めて不安定であることもあってまったく先が読めない。国民としては、苦しい生活の改善を願って政治の行方を冷静に見守ると共に的確な判断と行動が求められると言えよう。

## 釣岳・長次郎雪渓の残像

徳住 堅治

新田次郎「点の記」は、明治40年柴崎芳太郎（陸地測量部）が未踏峰と信じられていた難攻不落の釣岳を初登頂した実録である。登攀ルートは、剣沢から頂上まで一直線の長次郎雪渓。高度差9km。頂上には、奈良時代の修験道の行者が残していた錫杖の頭と剣の先が見つかった。大学2年夏、私は長次郎雪渓を登攀



した。朝4時出発。登るにつれ高度感が高まり、3kmの頂上直下では絶壁となった。その時の高度感は、今でも忘れられない。



## 司法研修所50周年記念祝賀会

大熊 政一

私は司法研修所28期の卒業であるが、先日、研修所卒業50周年を記念する祝賀会が開かれた。既に皆が後期高齢者の仲間入りをしているので、物故者も少なくないが、生存者中の約半数が参加して意外に出席率が高かった。久々の再会で旧交を温めたが、やはり健康の話題が多くなる。それにしても半世紀も仕事を続けられていることは、それだけで特筆すべきことには違いない。今後も身体が許す限り活動しようという気持が沸いてきた。

## どう伝えていくか

山内 一浩

高市首相は、台湾有事の際の米軍への軍事支援の可能性示唆、防衛費GDP比2%増額目標前倒し、殺傷能力ある武器輸出を許容する防衛装備品移転原則緩和など、この国の平和を脅かす「キナ臭い」方向に舵を切ろうとしている。他方で、総裁選で主張していた消費税減税は封印、医療費の患者負担率引上げなど、物価高に悩む国民の暮らしと命を切り捨てる政策を打ち出している。

初の女性首相ということもあって政権支持率は高いが、しかめっ面で「反対、反対」ではなく、国民みんなの未来と希望が見える伝え方が必要だと痛感している。



## 「何故」に潜む本音

棗 一郎



## ジーコ・スピリット

今村 幸次郎



Jリーグ鹿島アントラーズのミーティングルームには、白いペレともいわれる名選手ジーコがチームに残した理念「献身・誠実・尊重」（ジーコ・スピリット）が書かれたボードが掲示されているそうです。チームへの貢献、団結、仲間に対する尊敬の念は、チームスポーツの成功の鍵であるとともに、すべての組織や団体にとって、発展を支える基本原則といえると思います。私は、浦和レッズを応援する立場ですが、今シーズンは、鹿島アントラーズに一步及びませんでした。

## 国旗に対する向き合い方

雪竹 奈緒



娘が世界の国旗に興味を持ち、本や図鑑を読み漁っている。国旗の成り立ちや意味を知るのは興味深い。ただ国旗はその国の歴史や文化を象徴するもので、否定的な感情を持つ人もいるということを娘には話している。

最近「国旗損壊罪」の制定が取り沙汰されている。自國の「国旗」にどう向き合うかは、国民が自國とどう向き合うかという問題である。国家は国民の「上」にある存在ではなく、国民のために国家があるのが「国民主権」国家だ。自國の「国旗」を無条件に敬い大切にしろと、刑罰をもって強制する法律は、国民と國家の立場を逆転することになり、絶対に許されない。



## Miracle Gift Parade千秋楽

梅田 和尊

我が家がよく愛するサンリオピューロランドのMiracle Gift Parade（ミラクルギフトパレード）が、2025年11月17日、千秋楽を迎えた。最終回は全国各地の映画館でもライブビューイングされ、私も事務所傍の丸の内ピカデリーで見た。新型コロナによる中断を挟みつつも、10年間、「かわいい」「思いやり」「仲良く」を届けてきたパレードである。私も現地で20～30回程度は見たと思うが、パレード開始当時保育園に通っていた娘も今や高校生である。時の流れの速さを感じながら見る感無量の最終回でした！

## 『この世界の片隅に』を読んで

深井 剛志



森絵都さんの小説「デモクラシーのいろは」を読みました。帝国主義教育を受けてきた日本人女性4人に對し、戦後、日系アメリカ人が民主主義の授業をするフィクションですが、最初から民主主義の不完全さにぶち当たる。教科書どおりの民主主義を講義しても、まったく興味も持たれず身に付きもしない。憲法カフェをずっとやってきた私には、「わかるなあ…」の連続。さて戦後80年の日本、民主主義が人権と正面衝突しているようです。



## 親も鍛練

伊藤 安奈



娘が音楽教室に通っています。だんだんと難しくなってきて、ミスをした途端に「もう弾かない！」とへそを曲げてしまう娘の傍で、ハラハラしたり、イライラしたり、つい口うるさくなってしまいます。私もピアノを習っており、「練習しなさい」に反抗したのですが、親になって初めて、親の気持ちが分かるんですね。娘が音楽を楽しみ、一歩ずつ「できた」を積み重ねていく姿を見守りつつ、親としても鍛練を積み重ねる日々です。

## ワーク・ライフ・バランス

沼田 英久



子どもが産まれてから1年が経ち、これまで以上に「仕事(ワーク)」と「生活(ライフ)」のバランスを考えるようになりました。「仕事」と「生活」のバランスをどのようにとるのかということについては様々な考え方があると思いますが、自分位な考え方や視点で「自分は『仕事』と『生活』のバランスがとれている」と誤解して、他人に迷惑をかけるようなことがないようにしたいです。言うは易く行うは難し、ではありますか…。

## 大学・高校での啓発授業

蟹江 鬼太郎

昨年も大学・高校での過労死防止啓発授業を行ってきました（浦和高校、一橋大、中央大、法政大、大東文化大など）。

この授業は、学生や生徒が労働問題の知識を身につけられるよう弁護士や遺族を派遣して授業を行う国の事業です。実際の担当事件にも触れながら、睡眠の重要性や、労働時間規制の概要などについてお話をします。首相による労働時間規制緩和の発言もあり、学生・生徒も関心を持って聞いてくれているように感じます。今年も引き続きこの活動を行っていきたいと思います。



## 弁当作りは健康の源

市橋 耕太

次の4月で娘が小学生になります。まだまだ甘えん坊で本当に小学校に通えるのか不安ですが、本人は張り切っています。それに伴い親の生活も変わります。

幼稚園の3年間の弁当作りは私の担当で、自分の弁当も一緒に作っていました。弁当作りから解放されたため、事務所周りのランチの開拓をしてみようとも考えていますが、下手なりにも手作りの弁当のおかげで健康を保てた気もするので、さてどうしようかと悩んでいるところです。



## 選挙とSNS

鈴木 創大

近年、SNSの選挙への影響が話題に上ることが多くあります。

昨年の参院選、2024年の東京都知事選や同年の兵庫県知事選挙など、SNSが選挙結果に影響を及ぼした例は枚挙にいとまありません。

しかし、SNS上では極端な意見や過激な言動に注目が集まりやすく、偽情報の流布や誹謗中傷の拡散など、課題が多いです。

誰でも手軽に情報発信ができる時代だからこそ、情報の真偽を見極める目を養うとともに、節度ある利用を心がけることが必要だと思います。

## 一步先の新たな景色に挑戦!

守屋 智大

昨年、人生初のパラグライダーに挑戦。離陸までは怖くて仕方なかったのですが、思い切って踏み出して走ると、あっという間に空の中へ。雲をかき分けて眼下に広がる絶景に心を奪われ、不安や恐怖は「踏み出してよかった」という感動に変わりました。

新しい一年も、まずは一步踏み出すことから始めたいと思います（パラグライダーの離陸には全力疾走が必要ですが）。皆さんにとっても、新たな景色に出会える一年となりますように。



# 矢臼別報告 杉尾 綾

昨年8月下旬、青年法律家協会が主催するフィールドワーク企画で、北海道の矢臼別に行きました。

古くから酪農と農業を営み、自然豊かな矢臼別には、日本一大きい陸上自衛隊の演習場があります。

この矢臼別演習場と演習場の真ん中に残された民有地における60年以上にわたる「矢臼別闘争」を体感して、平和的生存権と不断の努力による運動の維持について、学びました。

酪農家のほとんどが国から買収

に応じて立ち退く中、川瀬沢二氏は自衛隊による所有地の買い込み等を受けても、矢臼別に住み続け、D型ハウスと呼ばれる建物に、「自衛隊は憲法違反」という文言、憲法前文等をペンキで大きく書き込み、抵抗運動を続けていました。

今でも川瀬氏の意思を受け継いだ方々が、平和憲法の重要性を掲げつつ、矢臼別演習場の敷地内に残された民有地に暮らすことで、闘争は連綿と続いています。活動の1つとして、矢臼別演習場の砲弾の音の間隔、音の聞こえ方から、着弾場所等を割り出し記録する「監視行動」があります。

その他にも、年に1度の平和盆踊り大会や平和餅つき忘年会を開催することで、外部の人々に矢臼別に興味を持ってもらい、矢臼別での交流を図る運動も続けられています。



矢臼別闘争の「不断の努力による、持続可能な闘争」という理念は、労働運動などにも通ずるものだと実感しましたので、今後も労働者の権利向上を図れるよう、尽力していきたいと考えております。

## 高裁で逆転勝利! 【ジェイアールバス関東事件】

佐々木 亮

ジェイアールバス関東の社員Xさんは、上司から組合脱退を条件とする不当労働行為を受け、労働委員会に救済を求めていました。

所属A労組内の対立で地方本部の申立てが取り下げられる可能性があったため、Xさん個人も申立てとなりました。その後、地方本部の組合員らがA労組を脱退してB労組を結成し、XさんもB労組に加入してその支援を受けました。

都労委はXさんが勝利しました

が、中労委は「A労組を脱退しB労組に移ったXさんには救済を求める利益がない」として逆転棄却



日本労働弁護団賞表彰状を持つXさんを囲む労組委員長と弁護団メンバー

命令を出しました。

Xさんは取消訴訟を提起。一審地裁は中労委を支持したものの、東京高裁は「本件事情の下では、不当労働行為を受けた労働者が所属組合を変更しても個人として救済利益を失わない」と判断。中労委の決定を「理不尽・不条理」と厳しく指摘し、逆転勝訴判決を下しました。

この判決は、不当労働行為救済における個人の権利を確立した点で極めて重要であり、日本労働弁護団賞を受賞しました。現在、国(中労委)が上告中ですが、最終勝利を目指しているところです。ご支援よろしくお願ひいたします。

法律  
相談

### 退職代行 松井 真理

Q 上司と今後顔を合わせることなく、会社を辞めたいです。退職代行業者に依頼して、やりとりをもらうことは可能でしょうか。



A

弁護士資格を持たない者が、退職に関して会社と交渉し報酬を得ることは、「非弁行為」(弁護士法72条等)として違法になるので、いつの間にか違法行為に巻き込まれていないか、注意が必要です。

労働者本人に代わって退職の意思を

会社に伝える、「退職代行」サービスは、例えばパワハラを受けている場合等に精神的負担を軽減できるため、便利な面があるかと思います。

しかし最近、とある退職代行業の運営会社に捜査が入ったニュースが世間を賑わせました。

非弁行為が禁止されるのは、医者と

同様、専門的な資格を持たない人が容易に交渉等の弁護士業務に手を出し、トラブルが発生するのを防ぐためです。よって、資格を持たない退職代行業者は、使者として労働者の退職の意思をそのまま伝えることしかできません。

もっとも、退職の際には、未払賃金や残業代、有給休暇の未消化、ハラス

メント等、何らかの問題が残存していることが少なくないものです。

弁護士が代理をすれば、労働者は上司と顔を合わせること無く、これらの請求について交渉による解決を図ることができます。ニーズに応じて、弁護士への相談をお気軽にご検討ください。

高橋 寛

## ビーバー号事件 千葉地裁勝訴判決

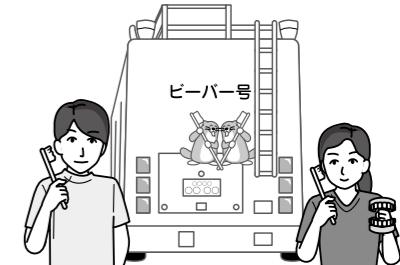
千葉県歯科医師会と契約を締結し、働いていた歯科衛生士の方々5名が無期雇用転換を求めていた裁判で、2025年10月16日、千葉地裁において勝訴判決を勝ち取りました(担当は雪竹、棗、高橋)。

千葉県歯科医師会は、40年以上にわたって、千葉県から委託を受けて障がい者(児童)施設への巡回歯科健診を行っていました。この健診には、歯科医師会に所属する歯科医師と、歯科医師会との間で契約した歯科衛生士が参加していました。この

事業は、健診の際に用いられる「ビーバー号」という巡回診療車の名前にちなんで「ビーバー号事業」と呼ばれていました。

原告のみなさんは、2年の有期契約を結び、10年以上の間、契約更新を繰り返してシフト制でビーバー号事業に参加していました。

裁判所は、原告のみなさんと歯科医師会との契約が雇用契約に当たる、つまり原告のみなさんが労働者に当たるとして、労働契約法18条に基づいて、無期雇用転換を認めました。



昨今、労働者性を争う裁判において、労働者側に不利な判断が複数出ていた中で原告の労働者性を認める判決を勝ち取れた意義は大きいと思います。現在、歯科医師会側の控訴が出されているため、控訴審でも勝訴を勝ち取ることができるよう力を合わせて頑張ります。

金 東煥

## 若手医師を縛る修学資金制度の是非を問う

自治医科大学卒の若手医師が、大学と愛知県に対して、修学資金貸与契約の無効を求めて提訴しました。この契約は、自治医科大学を卒業した医師が、指定病院で一定期間勤務しない場合、元本2660万円に加えて、年10%の損害金や年15%の遅延損害金という高額な金銭の一括返済を課すものです。

原告側は、この修学資金貸与契約が憲法22条(居住移転の自由)、労働基準法14条、16条または公序良俗(民法90条)に違反すること、高額



な利率である本件損害金及び遅延損害金は消費者契約法9条、10条に違反するとして無効を主張しています。また、愛知県による不当な免職処分についても違法であると主張しています。

「地域医療への貢献」という美名のもと未来ある若手医師が経済的に追い詰められ、将来のキャリアの選択肢が狭められることはあってはなりません。

この裁判では、医師という職業を目指す若者が、現行憲法及び法の上でどのような扱いを受けるべきかが問われています。

長年放置されてきた制度の是非を問い合わせ、若手医師の自由が守られる希望ある判決を勝ち取るため、私たちには全力を尽くします。

## 退所のご挨拶 弁護士 鈴木 悠太

昨年12月末をもって、2017年から9年間お世話になった旬報法律事務所を退所し、本年1月より、中央区築地にて新たに鈴悠法律事務所を開設いたしました。

長年お引き立てくださった依頼者の皆様、温かく送り出してくださった所員の皆様に心より感謝申し上げます。

旬報法律事務所で労働弁護士とし

ての人生をスタートできしたこと、多くの依頼者の皆様に弁護士として育てていただけたことは、私の一生の宝物です。

これからも、労働弁護士としてより専門性を深め、労働者の権利向上に貢献するとともに、依頼者の皆様に安心してお任せいただける弁護士になれるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



【鈴悠法律事務所 HP】  
<https://suzukiyuta.jp/>



## 歌舞伎鑑賞

小野山 静



2025年10月9日、事務所行事として歌舞伎座での歌舞伎鑑賞を行いました。鑑賞した演目は、三大義太夫狂言の一つである「義経千本桜」の「木の実」、「小金吾討死（こきんごうちじに）」、「すし屋」。

花道のすぐ横の座席で鑑賞したため、歌舞伎役者のみなさんが目の前に立っていて、その息遣いやにらみをリアルに感じることができました。

鑑賞後も、「すし屋」の主役である「いがみの権太」やその家族に関する考察を隣に座っている所員と話したり、所員同士の交流も深められ、貴重な経験となりました。

また、個人的には、人生で一度はやってみたかった着物を着ての歌舞伎鑑賞を実現することができ、とてもうれしかったです。

### 編集後記

昨年は良くも悪くも、SNSの存在の大きさを感じさせられた一年であった。総務省のICTリテラシー実態調査(2025)によると、過去に流通した偽・誤情報の真偽を誤解していた人は47.7%に上ったという。情報が溢れかえるこの時代に、少しでも多くの人が誤情報に騙されないためには一体何ができるのだろうか。（越野）

### 業務告知板

- 営業時間／午前9時～午後7時。第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。(土・日・祝日休み)
- 取扱業務／労働・労災・相続・離婚・金銭貸借・破産・不動産・借地・借家・交通事故・公害・行政・医療過誤・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,500円(税込)、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。<https://junpo.org/>